冷媒用代替フロン使用状況等報告書

(宛先)京都府知事	令和4年9月8日
住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地) 京都府久世郡久御山町佐山新開地128番地	氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名) 京都機械工具株式会社 代表取締役社長 田中 滋

前年度に保有していた 冷媒用代替フロンを使 用した第一種特定製品 の台数等				前年度				
	第一種特定製品の種類			年度当初の 保有台数	整備台数	廃棄台数	年度末の 保有台数	
	エアコンディショナー			122 台	0 台	10 台	124 台	
	冷蔵機器及び冷凍機器			40 台	0 台	0 台	41 台	
前年度に第一種特定製品に充塡及び回収を 行った冷媒用代替フロンの量	第一種特定製品の種類			代替フロン充塡量		代替フロン回収量		
	エアコンディショナー			0	キログラム	342. 9	キログラム	
	冷蔵機器及び冷凍機器			0	キログラム	0	キログラム	
冷媒用代替フロンの漏 えい防止のための冷媒 用代替フロン使用機器 の管理体制	使	・すべての営業所で所有している代替フロン機器の簡易点検チェック リストを作成し、それに基づき簡易点検を実施している。 ・7.5Kw以上の第一種特定製品についても上記同様の点検を行い、三年 毎に登録業者による点検を行っている。						
	廃	棄	時	・第一種特定製品の廃却時は、フロン管理担当者が府の登録を受けた 回収業者に冷媒用代替フロンの回収を依頼するよう、マニュアルにま とめ運用している。				
冷媒用代替フロンの漏 えい防止のための取組 の実施状況	使	用	時	常が発生していな		毎に試運転を行い。また、点検時期 に努めた。		
	廃	棄	時			明を間違いなく提 たことを確認した		
ノンフロン製品又は地 球温暖化係数が低い冷 媒の製品の導入方針	・2台/年以上のペースで設備更新を行い、より温暖化係数の低い代替フロンを冷媒とする機器の選定に努めている。							
特記事項						-		

注 1 「代替フロン」とは、地球温暖化対策の推進に関する法律施行令(平成11年政令第143号)第1条に規定するハイドロフルオロカーボン(HFC)をいいます。

^{2 「}第一種特定製品」とは、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律(平成13年法律第64号)第2条第3項に規定する機器をいいます。